

## 介護予防・健康ポイント事業に関する質問・回答集

質問	回答
<p>&lt;介護予防ポイントの事業概要に関して&gt;</p>	
<p>事業への参加の仕方について教えてください</p>	<p>事業へ参加いただくには、ご自身のスマートフォンで専用のアプリをダウンロードいただく必要がございます。アプリのダウンロードは、自身のスマートフォンのアプリストアから行えます。また、市のホームページからもアプリストアへアクセスできます。</p>
<p>スマートフォンを持っていない場合は、事業に参加することはできないのか また、家族がスマートフォンを持っている場合も参加はできないのか</p>	<p>ご自身のスマートフォンが必須となる事業のため、ご家族が持っている場合でもご自身がスマートフォンを持っていない場合は参加することはできません。</p>
<p>40歳以上を対象としている事業なのにスマートフォンのみしか参加できない理由について教えてほしい（紙申請等がない理由）</p>	<p>近年、防災情報や避難場所などスマートフォンで情報を取得していただくような機会が増えてきており、事業を通してスマートフォンを扱えるように推奨していきたいと考えています。</p>
<p>事業へは団体に所属していれば必ず参加しないといけないのか</p>	<p>事業への参加は個人の任意です。</p>
<p>市民向け説明会には事前に予約など必要か</p>	<p>市民向け説明会は、予約不要です。どこの会場でも自由に参加いただけます。</p>
<p>アプリのダウンロードは令和7年1月15日を開始予定だが、何故、市民向け説明会が事業を開始した後に実施するのか</p>	<p>本事業は40歳以上の市民を対象としており、アプリのダウンロードの仕方から操作方法まで説明する必要があると課題認識しているため、運用開始後に説明会を行う予定としています。</p>
<p>この事業はいつまで続ける予定か</p>	<p>今回開始するための構築及び運用に関する契約は、令和9年3月までとしております。それ以降については、介護予防の観点から必要な事業であると認識はしておりますが、実施した成果を踏まえて検討します。</p>
<p>ポイント付与の予算に達した場合は、どうなるのか</p>	<p>ポイント付与の予算に達した場合は財政部門と協議いたしますが、追加できるかどうかや追加できる場合の規模など不確定要素が多いのが現状です。</p>

質問	回答
<p>サロンや集いの場への参加者が、アプリのダウンロードを自宅等で事前に行っていれば良いが、ダウンロード等のフォローが必要な方が多数いる場合、それは運営者側の負担にならないか</p>	<p>サロン等で多くの方がアプリを入れてほしいとなった場合は、コールセンターにご連絡いただくよう案内をお願いします。その場で利用登録が完了できれば、ポイントを獲得できますが、利用登録が完了できない場合はその日はポイントが獲得できません。説明会を実施する目的のひとつとして、ポイントを獲得するためにアプリを事前に登録していただくこととしており、活動団体を運営されているかたにアプリをその場で登録していただくことは想定していません。</p>
<p>コミュニティ新聞や自治会新聞等にダウンロードに必要な二次元コードを貼らせていただけるのであれば事前に読み取って周知することもできるがそれは可能か</p>	<p>そのような周知をさせていただけるのであれば、各地区ご相談させていただきます。なお、市ホームページやアプリのダウンロードのURLは、ご自由に二次元コードを作成していただけます。</p>
<p>介護予防・健康ポイント事業が開始になった背景について教えてください</p>	<p>数年前から地域の活動者を増やすにはどうしたらいいかという課題に対して、いわゆるボランティアポイント制度について、協議体や、活動団体の代表者や市社会福祉協議会の生活支援コーディネーターなどと意見を交換をしておりました。そこで、「認知症対策アクションプラン」のひとつとして、他市事業も参考に介護予防に資する活動へ参加した場合に付与される「介護予防ポイント事業」として実施することといたしました。</p> <p>また、介護予防と健康づくりは密接な関係にあることから、市民の利便性を考慮し、高齢者の社会参加や介護予防に関する動機付けとなる「介護予防ポイント事業」と、健康医療部で実施する運動習慣の定着に向け、歩くことに対してポイント付与を行う「健康ポイント事業」を一体的に運用することで、市民の介護予防と健康づくりを総合的に推進していく事業として「介護予防・健康ポイント事業：笑顔ミライちょきん」を構築いたしました。</p>
<p>二次元コードが発行できる対象となる団体の要件に「市内で活動しており、構成員がおおむね5人以上であり、かつ団体の過半数が65才以上であること」としているが、若い人材の確保が目的のなか、事業参加者の過半数が65才以上であることは矛盾しているのではないか</p>	<p>若い方に活動へ参加していただくことは重要だと認識しています。</p> <p>本事業は、介護保険財源に係る本事業に関する予算を活用するため、原則として65歳以上の市民で、支援を行う場合は40歳以上の市民も対象となることをご了承ください。</p>
<p>参加者と支援者の違いについて教えてください</p>	<p>参加者は、活動に参加する65歳以上の市民を指します。</p> <p>支援者は介護予防に資する取組の支援に関わる40歳以上の市民を指します。（65歳以上の市民が参加・活動する介護予防に資する取り組みを支援する者）</p>
<p>コールセンターの受付時間を教えてください</p>	<p>コールセンターの受付時間は、平日の午前9:00～午後5:00となります。（土日祝・年末年始は除く）</p>
<p>スマートフォンなら全ての機種でアプリをダウンロードできるのか</p>	<p>Android、iOSの両端末に対応し、iOS15以上、Android9以上でダウンロードできます。</p>

質問	回答
<介護予防ポイントの付与に関して>	
地域で活動している方は、市民向け説明会に参加しスマートフォンでアプリを登録をしないとポイントがもらえないのか	ご自身のスマートフォンで専用のアプリをダウンロードいただかなければ、ポイントの付与はできません。説明会でダウンロードの仕方は説明予定ですが、説明会に参加しなくてもご自身のスマートフォンのアプリストアからダウンロードいただけます。
ポイントの付与は活動団体ごとなのか、それとも個人ごとにもらえるのか	個人に対するポイント付与ですので、アプリをダウンロードしている方には、それぞれ1回の活動につき50ポイントを付与することができます。その貯めたポイントは、ご自身のアプリで電子マネーまたは金券を選択いただき、コンビニやスーパー等でご利用できます。
活動した当日じゃないとポイントの付与はできないのか ご自身のスマートフォンを当日忘れた場合は後日つけることは可能か	ポイントは当日のみ付与することが可能です。ただし、アプリの不具合など運用事業者や市側の過失があった場合はポイントの付与方法について検討します。
介護予防ポイントの失効期間について教えてほしい	介護予防ポイントは、ポイントを貯める期間と、ポイントを交換する期間が異なります。ポイントを貯める期間は、3月1日～翌年の2月末まで、ポイントを交換する期間は、4月1日～3月31日まで 例えば、3月1日に貯めたポイントは、翌年の3月31日を過ぎたら失効となります。 なお、健康ポイントは抽選により付与された月末までにキャッシュレスポイントへ交換しなければ失効します（例えば、5月に16ポイント以上貯めて抽選され当選した場合、6月末までが有効期限です）。
他市から活動に参加している方にはポイントの付与はできないのか	ポイントの付与は市民のみです。
二次元コードが発行できる対象となる団体の要件は、「市内で活動しており、構成員がおおむね5人以上であり、かつ団体の過半数が65才以上であること」としているが、構成員は市内在住でないといけないのか	二次元コードが発行できる対象となる団体の要件に指す構成員は、市内外在住は問いません。
自治会がいいき百歳体操を行っている場合は、自治会も二次元コードの発行に係る団体の要件を満たしていないとポイントの付与をすることはできないのか。	お見込みの通りです。
支援者と参加者が同じポイント付与なのは何故か	活動に参加する人も支援する人も、お互いが協力し合う互助の取り組みであるという考え方から、同一ポイントとしています。

質問	回答
子ども食堂（子どものみ）の場合は、何歳の方から対象になるのか	子どものみが参加する子ども食堂の場合は、65歳以上の市民のみポイント付与の対象になります。 （40歳以上の支援者は、65歳以上が参加する介護予防に資する取り組みの支援をする場合にのみ付与されるため）共生型（どの世代でも参加できる）の子ども食堂の場合は、40歳以上の市民も対象となります。
会議へのポイント付与の考え方について教えてください	組織運営に係る活動は、特に介護予防効果が高い活動であるため、地域づくりや福祉に係る地域活動団体運営のための会議へ参加する40歳以上の市民を介護予防ポイント付与対象としています。 そのため、会議のテーマにつきましては、対象年齢等は限定はしません。ただし、地域づくりに関わる会議を対象としているため、目的が地域づくりに関わるものと明確ではない会議（例：役員の懇親会、施設の管理委員会）等については付与対象となりません。
ウォーキング活動も介護予防ポイントの付与対象となるのか	団体要件をクリアしていれば、介護予防ポイント付与の対象になります。ただし、ポイント付与できるのは市内での活動のみです。
介護事業所への有償無償ボランティアは介護予防ポイントの付与対象となるのか	介護予防ポイントの付与対象となります。ただし、取組み内容により付与できる区分が異なります。 ＜例1＞介護保険サービス事業所でフラダンスなど、余暇の時間にいわゆる発表やイベントを実施した場合は、その実施した活動団体の活動として、その活動の参加に対するポイントが付与されます。 ⇒活動団体の二次元コードを読み込みます。 ＜例2＞介護保険サービス事業所等での配膳や掃除など、その事業所の業務をサポートする取り組みを行った場合は、その介護保険サービス事業所の活動として、その活動に対するポイントが付与されます。 ⇒介護保険サービス事業所の二次元コードを読み込みます。 なお、介護保険サービス事業所等への業務をサポートする取り組みを行った場合に関するポイント付与は、現時点では実施できません。今後展開していく予定です。
<b>&lt;介護予防ポイント付与に必要な二次元コードに関して&gt;</b>	
二次元コードの管理は、代表者だけでは厳しいため、他の活動者とも共有してよいか	二次元コードは代表者の責任下で団体の活動者間で共有いただいても構いませんが、不正利用があった場合は無効とする場合がありますので、不正利用がないよう管理をお願いいたします。
二次元コードは1活動団体につき、1枚配布されるのか	二次元コードは、活動（会議）ごとに1枚ずつ配布させていただきます。例えば、1日に複数の会議に出席する場合は、会議の出席ごとに介護予防ポイントを取得することができます。
二次元コードが不正利用された場合はどうなるのか	二次元コードは、不正防止対策として、1コードにつき1日1回、登録している開催場所と日時でしか読み込めない仕様となっています。ただし、不正が発覚した場合は、二次元コード交付先の代表者に確認のうえ個別に対応させていただきます。

質問	回答
<介護予防ポイント事業の参加に必要な登録申請書に関して>	
介護予防ポイントの付与に必要な二次元コードを発行するため、登録申請書が必要な場合はどうしたらよいか	登録申請書を希望される場合は、市ホームページからダウンロードいただくか、介護保険課の窓口でのお渡し又は郵送・メールでお送りします。
登録申請書について問い合わせる場合は、どこに連絡すればよいか	登録申請書の記入方法や介護予防ポイントの対象判断につきましては、介護保険課（072-740-1148）までお問い合わせをお願いします。
登録申請書の申請者欄のメールアドレスは必須か	メールアドレスは必須ではございません。ただし、連絡先欄の電話番号は必ず記載をお願いします。
不定期開催時の記入の仕方について教えてください	登録申請書の別紙に、活動名称と活動場所を記載して介護保険課まで提出いただけましたら、二次元コードを発行してお渡しますが、この状態では情報が不完全なため読み取ることができません。そのため、活動曜日・時間が確定しましたら、使用する3営業日前までにコールセンターまで連絡いただきますようお願いいたします。なお、直前のご連絡の場合、二次元コードの有効化が間に合わない場合がありますので、ご注意ください。
不定期開催の記入時に活動場所も決まっていない場合は、どのように記載したらよいか	活動場所が決まってから、別紙の活動場所に記入のうえ登録申請書とあわせてご提出いただくか、頻繁に活用する活動場所を一旦、仮で記入いただき、ご提出いただければ二次元コードを発行してお渡します。その後、開催日時や場所が決まりましたらコールセンターに3営業日前までに連絡をお願いします。
活動団体が複数の活動を行っている場合は、どのように記載したらよいか	登録申請書の別紙「活動名称、活動場所、活動曜日・時間」に紐付いて二次元コードを発行するため、活動ごとに別紙の活動名称・場所・日時にご記入をお願いします。
会議に介護予防ポイントを付与する場合は、どこまでの会議にポイント付与できるのか	会則（規約）に記載されている組織及び会議名がポイント付与の対象になります。そのため、会議にポイント付与する場合には、登録申請書に会則（規約）の添付を必須としています。
コミュニティ協議会が登録申請書を提出する場合は、どのように記載したらよいか	登録申請書の申請者欄にコミュニティの会長名を記載いただき、別紙の活動名称欄に部会や委員会などの組織名と会議名を記載ください。 例えば、別紙の活動名称欄に「体育部会（定例会）」と記載をお願いします。

質問	回答
週替わりで活動場所が変わる時は、どのように記載したらよいか	定期的な開催として、1つの活動に対して事前に活動場所が複数決まっている場合は、登録申請書の別紙に活動場所が違うパターンを記載ください。
活動がウォーキングで、ウォーキング先が決まっていない場合はどのように記載すればよいか	活動場所欄には、集合場所の住所を記載ください。